

津 市 公 報

第 58 号
平成 20 年 5 月 20 日
火 曜 日

目 次

告 示

津市開発事業に関する指導要綱の一部の改正

地縁による団体の認可

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

モーターボート競走に係る電話投票事務の委託

臨時運行許可標識の無効

家畜共済危険段階共済掛金標準率等の改定

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

斎場の使用料徴収事務の委託

公 告

開発行為に関する工事の完了

公開による意見の聴取

津市農用地利用集積計画

都市計画の変更に係る縦覧

犬の抑留

条件付一般競争入札の執行

農業委員会告示

農業委員会臨時総会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 7 3 号

津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 0 年 5 月 2 日

津市長 松 田 直 久

津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

津市開発事業に関する指導要綱（平成 1 8 年津市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 1 1 号まで」を「第 1 0 号まで」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (4) 国及び県が行う開発事業（小規模開発に限る。）
- (5) 三重県がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局又は三重県が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為（小規模開発に限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

津市告示第 7 4 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

北出区自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 区有林の保育

(5) 祭事の執行

3 区域

本会の区域は、津市白山町山田野 9 7 番地から 2 5 7 番地 1、7 1 8 番地
から 7 9 5 番地、2 0 6 4 番地までの区域とする。

4 事務所

三重県津市白山町山田野 7 5 2 番地 5

5 代表者の氏名及び住所

宮田 正生

三重県津市白山町山田野 1 8 4 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8
条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成20年5月2日

津市告示 75 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 0 7 2 7 7	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 4 月 1 0 日
0 0 3 3 4 3 1	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 2 日
0 5 0 6 1 1 3	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 2 日
1 1 8 5 0 2 0	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 2 日
9 2 0 7 3 1 3	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 4 日

津市告示第 7 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

津グリーンビレッジ雲出自治会

三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 5 9

代表者 浅 尾 忠 義

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	黒 宮 寛 之 三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 3 3
変更後	浅 尾 忠 義 三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 8 6

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 2 3 日の定期総会において新任され、平成 2 0 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 3 9 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

西千歳ヶ丘自治会

三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 1 2 1

代表者 磯 貝 久 壽

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	水 谷 文 憲 三重県津市垂水 2 9 1 0 番地 8
変更後	磯 貝 久 壽 三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 7 7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 4 月 6 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 1 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

片田町自治会

三重県津市片田町 1 5 6 番地 3

代表者 谷 口 吉 雅

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	池 山 勝 美 三重県津市片田町 4 0 1 番地
変更後	谷 口 吉 雅 三重県津市片田町 2 5 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 4 月 1 2 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 7 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町 2 9 4 番地

代表者 辻 歳 郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤 田 宏 三重県津市納所町 2 2 1 番地 1
変更後	辻 歳 郎 三重県津市納所町 2 5 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 2 日の定期総会において新任され、平成 2 0 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 8 0 号

津市が施行するモーターボート競走に係る電話投票事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 5 月 8 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
財団法人競艇振興センター	東京都港区三田 3-12-12

津市告示第 8 1 号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成 2 0 年 5 月 8 日

津市長 松 田 直 久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可証

許可証及び番号標	許 可 年 月 日	無効となった日
三重 1 2 - 9 2 津	平成 1 3 年 1 0 月 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 3 3 津	平成 1 3 年 8 月 1 0 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 6 1 津	平成 1 3 年 1 1 月 1 9 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 1 8 津	平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 0 4 津	平成 1 4 年 1 月 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 8 1 津	平成 1 4 年 1 月 2 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 9 8 津	平成 1 4 年 6 月 1 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 0 8 津	平成 1 4 年 9 月 2 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 9 5 津	平成 1 4 年 1 0 月 2 4 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 2 8 津	平成 1 5 年 2 月 4 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 8 5 津	平成 1 5 年 3 月 2 4 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 1 0 津	平成 1 5 年 5 月 2 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 6 0 津	平成 1 5 年 6 月 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 4 5 津	平成 1 5 年 6 月 3 0 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 9 3 津	平成 1 5 年 7 月 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 5 4 津	平成 1 5 年 7 月 4 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 8 0 津	平成 1 5 年 7 月 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 7 3 津	平成 1 5 年 9 月 2 6 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 6 8 津	平成 1 5 年 9 月 2 6 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 1 0 津	平成 1 5 年 1 0 月 1 0 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 0 2 津	平成 1 6 年 1 月 1 4 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 0 5 津	平成 1 6 年 2 月 1 6 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日

三重 1 2 - 4 2 津	平成 1 6 年 2 月 2 0 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 0 9 津	平成 1 6 年 3 月 2 4 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 5 5 津	平成 1 6 年 4 月 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 9 0 津	平成 1 6 年 6 月 1 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 4 0 津	平成 1 6 年 8 月 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 0 6 津	平成 1 6 年 1 0 月 6 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 2 2 津	平成 1 6 年 1 1 月 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 1 6 津	平成 1 6 年 1 1 月 2 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 2 1 津	平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 6 4 津	平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 1 1 津	平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 6 3 津	平成 1 7 年 2 月 8 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 7 8 津	平成 1 7 年 2 月 1 0 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 2 1 津	平成 1 7 年 3 月 1 8 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 0 3 津	平成 1 7 年 4 月 1 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 7 5 津	平成 1 7 年 6 月 2 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 2 0 津	平成 1 7 年 7 月 8 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 1 2 津	平成 1 7 年 8 月 5 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 2 - 6 6 津	平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
三重 1 3 - 3 1 津	平成 1 7 年 1 1 月 1 1 日	平成 2 0 年 4 月 2 1 日

津市告示第 8 2 号

家畜共済危険段階共済掛金標準率等を、農業災害補償法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）第 1 1 5 条第 2 項の規定に基づき改定したので津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 6 3 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 8 日

津市長 松 田 直 久

共済目的の 種 類 等	死 廃 ・ 病 傷 の 別	危険段階 区 分	危険指数	危険段階共済掛金 標準率等 (%)
乳用成牛	死 廃	1	1 . 5 0 0	1 1 . 8
		2	1 . 3 1 4	1 0 . 3
		3	1 . 0 0 0	7 . 9
		標準率		1 1 . 2
	病 傷	1	1 . 2 0 0	1 1 . 8
		2	1 . 0 0 0	9 . 8
		標準率		1 1 . 5
肥育用成牛	死 廃	1	1 . 4 0 0	4 . 2
		2	1 . 0 0 0	3 . 0
		標準率		3 . 0
	病 傷	1	2 . 2 0 0	2 . 2
		2	1 . 0 0 0	1 . 0
		標準率		0 . 7

適用 この家畜共済危険段階共済掛金標準率等は、平成 1 9 年 4 月 1 日以降、共済掛金期間の開始するものから適用する。

津市告示第 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 8 年芸濃町告示第 6 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

楠原区自治会

三重県津市芸濃町楠原 4 2 3 番地

代表者 柴田 正郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更 前	柴田 共生 津市芸濃町楠原 1 1 8 6 番地
	変更 後	柴田 正郎 津市芸濃町楠原 4 0 7 番地 1

3 変更の年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第 8 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

中瀬古自治会

三重県津市芸濃町雲林院 6 1 6 番地

代表者 青木 光映

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	黒川 次夫 津市芸濃町雲林院 5 8 4 番地
	変更後	青木 光映 津市芸濃町雲林院 5 1 9 番地

3 変更の年月日

平成 2 0 年 4 月 6 日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 1 4 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

中縄区自治会

三重県津市芸濃町中縄 8 6 7 番地 3

代表者 中湖 喬

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	中湖 喬 津市芸濃町中縄 2 2 0 番地
	変更後	中湖 喬 津市芸濃町中縄 2 2 0 番地

3 変更の年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日

4 変更の理由

定期総会において再任

津市告示第 8 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美里村告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 5 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

穴倉区自治会

三重県津市美里町穴倉 8 4 0 番地 1

代表者 福 山 光 義

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	寺本 治 三重県津市美里町穴倉 1 5 8 3 番地
変更後	福山 光義 三重県津市美里町穴倉 7 9 8 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 4 月 1 2 日に穴倉自治会規約第 1 2 条に規定する役員の任期満了に伴う改選のため。

下記の者の平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成20年5月13日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
島崎町 1 7 9 番地	津養魚 株式会社	42225

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
岩田 1 3 番 3 0 号	株式会社 晃栄	88364
奈良県磯城郡田原本町大字千代 6 0 7 番地の 3	株式会社 飯原工務店 代表精算人 飯原 泰則	973
大阪市北区西堀河町 1 6	大広開発 株式会社	14491
大阪市東淀川区上新庄三丁目 1 9 番 5 7 号	淀川可鍛鑄鉄 株式会社	26844
松阪市末広町一丁目 2 2 1 番地の 1	株式会社 宮本重機	23897
大阪府泉南郡熊取町大字久保 1 6 2 8 番地の 2	株式会社 神和興産	11717

[illegible]

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府東大阪市中小阪 4 4 1 番地	大興産業 株式会社	14493
大阪市北区樋上町 5 3 番地 高橋ビル 3 号館	太三開発 株式会社	24497
大阪府中央区東心斎橋一丁目 3 番 1 9 号	トーエイ産業 株式会社	15431
奈良県生駒市東生駒月見町 1 3 2 番地 の 2 9	大阪産業 株式会社	3932

津市告示第 88 号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 14 日

津市長 松 田 直 久

徴収業務を行う場所	受 託 者	委託期間
久居庁舎	津市大倉 3 番 4 号 泉警備保障株式会社津営業所	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 4 月 30 日まで
河芸庁舎	津市半田 2 5 4 0 番地 1 株式会社ニーズ	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
安濃庁舎	津市栄町三丁目 2 2 2 番地 株式会社メイハンコーポレーション	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
芸濃庁舎	津市北丸之内 1 9 1 番地 中部商事株式会社	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
美里庁舎	津市本町 2 2 番 7 号 東海警備保障株式会社	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 4 月 30 日まで
香良洲庁舎	津市大倉 3 番 4 号 泉警備保障株式会社津営業所	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 4 月 30 日まで
一志庁舎	津市栄町三丁目 2 2 2 番地 株式会社メイハンコーポレーション	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 4 月 30 日まで
白山庁舎	津市本町 2 2 番 7 号 東海警備保障株式会社	平成 20 年 5 月 2 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで

津市公告第 5 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 5 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 0 年 4 月 3 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市津興字高砂 1 0 8
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市阿古曾町 8 - 1 8
ハウスセンターオカベ株式会社
代表取締役 岡部 勇

津市公告第 5 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 3 項のただし書の規定による許可に関し、同条第 1 4 項の規定に基づく公開による意見の聴取を行うので、同条第 1 5 項及び津市建築基準法に基づく意見の聴取規則第 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 5 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 許可に係る建築物の建築（増築）の計画

(1) 建築主 津市栗真町屋町 1 5 7 7

国立大学法人 三重大学長 豊田長康

(2) 建築場所 津市栗真町屋町 1 5 7 7 他 1 7 筆

(3) 予定建築物の概要

ア 医学部附属病院（病院・診療棟）

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造

階 数 地上 1 2 階

延べ面積 4 0 , 7 0 3 . 6 5 m²

イ 医学部附属病院（連絡通路）

構 造 鉄骨造

階 数 地上 2 階

延べ面積 8 0 3 . 9 2 m²

ウ 工学部棟ボンベ庫

構 造 鉄筋コンクリート造

階 数 地上 1 階

延べ面積 3 4 . 0 0 m²

2 意見の聴取の事項

第一種中高層住居専用地域内における建築物の建築（増築）許可について
利害関係を有する者からの意見の聴取

3 意見の聴取の日時

平成 2 0 年 5 月 1 4 日 午後 2 時 3 0 分から

4 意見の聴取の場所

津市羽所町 7 0 0

アスト津 4 階 橋北公民館 研修室 A

津市公告第 6 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 0 年 5 月 9 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 6 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成 2 0 年 5 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画道路

- | | |
|---------|-----------|
| 3・3・1 | 中勢バイパス |
| 3・3・2 | 津港跡部線 |
| 3・3・3 | 藤水雲出線 |
| 3・3・4 | 国道 2 3 号線 |
| 3・3・5 | 津海岸御殿場線 |
| 3・3・6 | 下部田垂水線 |
| 3・3・7 | 久居伊倉津線 |
| 3・3・8 | 阿漕浦野田線 |
| 3・4・1 0 | 豊里久居線 |
| 3・4・1 2 | 津関線 |
| 3・4・1 3 | 津駅見当山線 |
| 3・4・1 4 | 上浜元町線 |
| 3・4・1 5 | 安東贅崎線 |
| 3・4・1 6 | 吉田山線 |
| 3・4・1 8 | 阿漕浦新道線 |
| 3・4・1 9 | 垂水半田線 |
| 3・4・2 0 | 新家垂水線 |
| 3・4・2 1 | 雲出野田線 |
| 3・4・2 2 | 垂水八幡宮線 |
| 3・4・2 3 | 元町孝行井戸線 |
| 3・4・2 4 | 伊倉津香良洲線 |
| 3・4・2 5 | 高茶屋東出線 |

3・4・2 6	島貫香良洲線
3・4・2 7	上津部田第 1 号線
3・4・2 8	津駅栄町線
3・4・2 9	栄町羽所町線
3・4・3 0	風早小森線
3・4・3 1	久居大手線
3・4・3 2	相川小戸木橋線
3・4・3 3	元町御殿山線
3・4・3 5	東千里千里ヶ丘線
3・4・7 0	栄町上浜町線
3・4・7 1	大里睦合山室町線
3・4・7 2	サイエンスシティ中央線
3・4・7 3	サイエンスシティ第 1 号線
3・5・4 0	浜田長岡線
3・5・4 1	河芸町島崎町線
3・5・4 2	白塚駅海岸線
3・5・4 5	津駅前線
3・5・5 2	津港殿村線
3・5・5 3	御山荘橋岩田線
3・5・5 7	高茶屋新家線
3・5・6 0	東出須ヶ瀬線
3・5・6 2	横山成谷線
3・5・6 5	一色浜田線
3・5・6 7	西千里千里ヶ丘線

2 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市公告第 6 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 5 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 5 月 8 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 5 月 1 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 一身田中野	シーズー	白茶	オス	小	9 1 日 以上	ピ ン ク の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 6 3 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、公告します。

平成 2 0 年 5 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 水槽付消防ポンプ自動車
- (2) 数 量 3 台
- (3) 納入場所 津市消防本部（津市久居明神町 2 2 7 6 番地）
- (4) 納入期限 本契約締結の日から 1 5 0 日間

2 入札参加者に必要な資格（次の各号のいずれにも該当する者であること。）

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができない者でない者
- (2) 市物件等調達業者に対する指名停止基準により、指名停止等を受けている期間中でない者
- (3) 平成 2 0 年度津市競争入札参加者名簿（物件等）の希望業種を「その他販売（消防・保安・防災用品）」、「車両・船舶（特殊車両販売・修理）」又は「車両・船舶（一般車両販売・修理）」とし、かつ、当該物件と同等の納入実績を有する者

3 応募受付期間

平成 2 0 年 5 月 1 4 日（水）から同年 5 月 2 1 日（水）まで

4 応募者が提出すべき書類

- (1) 津市条件付一般競争入札参加申込書
- (2) 納入実績を証する書類

5 入札の日時

平成 2 0 年 6 月 1 2 日（木）午後 1 時 3 0 分

6 開札の日時

平成 2 0 年 6 月 1 2 日（木）午後 1 時 3 0 分

7 入札及び開札の場所

津市消防本部研修室（3 階）

8 入札の心得、契約条項その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成20年5月14日（水）から同年5月21日（水）まで
- (2) 場所 津市消防本部消防総務課

9 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

又、同規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 入札の無効

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 その他

- (1) 入札時に第1回目の入札金額の根拠となった物件等に係る積算内訳書を提出すること。
- (2) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約書を作成し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (3) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市農業委員会告示第4号

平成20年度津市農業委員会臨時総会を次のとおり招集する。

平成20年5月14日

津市農業委員会会長 野 田 悟

1 招集の日時

平成20年5月28日（水）午前10時00分

2 招集の場所

津リージョンプラザ2階視聴覚室

3 会議の事項

(1) 委員の辞任について

(2) 農業振興部会長の選任について